

## ★ 健康保険限度額適用認定証について

「健康保険限度額適用認定申請書」の適用対象者欄の記載が漏れていることがありますので、対象となる方の氏名等の記入をお願いします。

また、健康保険限度額適用認定証の有効期限を経過、もしくは使用予定がなくなった場合は健保組合に返却してください。有効期限が経過しても使用予定がある場合は再度「健康保険限度額適用認定申請書」を提出してください。

## ★ 冬季賞与支払届の提出について

日本年金機構から送付される「被保険者賞与支払届」を使用してください。賞与支払届にご記入後、記入していただいたもの（原本）を厚生年金分、コピーしたものを健保組合分として各一部ずつ提出してください。その際、被保険者番号が年金番号になっておりますので、健保組合分は被保険証番号に訂正して下さい。70歳以上の被保険者についても、日本年金機構から届いた「厚生年金保険70歳以上被用者」の賞与支払届をコピーし健保分を作成して下さい。また、届出人数や支払合計額の確認のため、健保組合分として「健康保険被保険者賞与支払届連絡票」も併せてご提出をお願いします。

※CD等の電子媒体、独自用紙、電子申請での提出も可能です。

## ★ 「健康保険被扶養者（異動）届」について

令和3年11月より、「健康保険被扶養者（異動）届」についても電子申請での受付を開始することとなりました。届出に伴って確認させていただく添付書類等については従来通りの提出が必要となりますので、各事業所をご利用されている人事・給与システムベンダにてご確認いただき、PDFファイル等で届出データと併せて申請してください

## ★ 家族健診(特定健診)受診券の再交付について

昨年に引続き令和3年4月16日時点で被扶養者認定されている方を抽出し、40～74歳（当年度中）の被扶養者全員分の受診券を健保組合で事前交付させていただきましたが、受診券を紛失・毀損してしまった場合は「特定健診受診券申請書(家族)新規・再交付」の提出により、後日健保組合で再交付いたします。令和3年4月16日以降に被扶養者認定された方も同様に「特定健診受診申請書(家族)新規・再交付」を提出してください。受診券なく家族健診(特定健診)を受診した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

令和3年度中に交付した受診券の有効期限は令和4年3月31日となっております。

## ★ ウォーキング・キャンペーン記録表の提出について

現在「第28回」ウォーキング・キャンペーンを実施中ですが、ウォーキング・キャンペーンの記録表を提出していただく際に、必要事項の記入が漏れている方や不鮮明な方が多数見受けられます。記録表を提出していただく際には、事業所名・被保険者証の記号番号・参加者氏名・合計歩数を必ず記入してください。

記録表の提出期限は12月17日(金)までとなっておりますので、期日までに健保組合へご提出ください。